

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市園芸作物振興事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	園芸振興及び地域産業の維持のため、農家所得の向上、地域の活性化を図るために、園芸振興に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	農業者・農業者の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人
補助対象経費	資材費、苗木(新品種)の購入、おけさ柿又はルレクチェの規模拡大面積等への補助
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	事業費1件当たり15万円以上の事業費を対象とし、30%以内を補助する。(園芸振興事業は、面積要件として5a以上)(補助金の上限20万円)
※少額補助金は廃止	園地規模拡大事業は10aあたり40,000円を補助。 ○少額(5万円以下)補助金の理由 栽培面積の維持を図るため小規模事業においても支援する必要がある。
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する(市単独)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	地域園芸振興プランによる生産額、生産量等の増収 JA佐渡 柿 150ha アスパラガス 3.5ha JA羽茂 柿 198ha アスパラガス 2.0ha ○目標に対する費用対効果(計算式) 作付面積、生産者の増加による販売量、販売額の向上による。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日 令和3年3月31日
補助終期	○終期の設定が3年を超える場合の理由
※サンセット方式の徹底	
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 募集要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課 生産振興係
(電話番号)	0259-63-5117